

総統企第229号

平成16年7月9日

統計審議会会長

竹内 啓 殿

総務大臣

麻生 太 郎

諮問第295号

平成17年に実施される国勢調査の計画について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「平成17年国勢調査の実施計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

総務省は、平成17年に実施を予定している国勢調査（指定統計第1号を作成するための調査）について、10年ごとの大規模調査の中間年に実施される簡易な方法による調査として実施することを計画している。

今回の調査計画については、本調査の重要性にかんがみ、前回調査以降の人口構造及び社会・経済情勢の変化の下で、統計需要への的確な対応、調査の円滑かつ効率的な実施等の観点から、検討する必要がある。